

宮崎県立高千穂高等学校 部活動に係る基本方針

1 目的

部活動は、部員相互の調和のもとに、健康な身体と高い知性を求め、教養、技術の向上に努めることをもって、その目的とする

2 本年度の部活動

(1)運動部

剣道・野球・サッカー・バレーボール・テニス・ソフトテニス
バスケットボール・バドミントン・弓道・陸上競技・相撲

(2)文化部

美術・書道・放送・吹奏楽

(3)同好会

水泳

(4)特別クラブ

神楽保存会・農業クラブ・家庭クラブ・GIAHS アカデミッククラブ
高校生によるまちなか観光案内所・インターアクト

3 活動日及び活動時間

(1)活動時間 学期中:平日2時間程度

週休日等:3時間程度(練習試合や大会等は除く)

長期休業中:3時間程度(練習試合や大会等を除く)

(2)休養日 平日1日以上、週休日等1日以上、週2日とする。

シーズンオフを各部の活動状況に応じて適宜設ける。

(3)その他

①県競技力強化指定校の指定部も上記の基準に沿った活動とするように努めるが、指定の趣旨を踏まえて、運用の工夫が出来るようにする。ただし、計画的に休養日及び活動時間を設定する。

②定期考査1週間前から4日前までは、1時間の練習、3日前から定期考査終了までは部活動は行わない。大会等がある場合は、所定の用紙による申請を行い、派遣委員会で審議し決定する。

③長期休業日等の学校閉庁日は原則部活動を行わない。大会等がある場合は所定の用紙による申請を行い、派遣委員会で審議し決定する。

4 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

(1)県高体連・高野連・高文連主催・共催・後援の大会とする。

(2)その他の大会については、本委員会で審議し決定する(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮すること)

5 部活動運営について

(1)活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷への予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2)活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、万全の安全対策を講じる。